

## 第2章 災害予防計画

<b>第1節 防災意識の向上</b>	
1 防災教育	(風-2-3)
2 過去の災害教訓の伝承	(風-2-3)
3 防災広報の充実	(風-2-3)
4 自主防災体制の強化	(風-2-4)
5 防災訓練の充実	(風-2-6)
<b>第2節 水害予防対策</b>	
1 水害予防計画	(風-2-7)
2 高潮予防計画	(風-2-11)
<b>第3節 土砂災害予防対策</b>	
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	(風-2-14)
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	(風-2-15)
3 防災知識の普及啓発	(風-2-16)
4 県土保全事業の推進	(風-2-16)
5 孤立集落対策	(風-2-18)
<b>第4節 風害予防対策</b>	
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	(風-2-19)
2 農作物等の風害防止対策	(風-2-20)
3 電力施設風害防止対策	(風-2-21)
4 通信施設風害防止対策	(風-2-21)
<b>第5節 雪害予防対策</b>	
1 道路雪害防止対策	(風-2-23)
2 農作物等の雪害防止対策	(風-2-23)
3 電力施設雪害防止対策	(風-2-24)
4 通信施設雪害防止対策	(風-2-24)
<b>第6節 火災予防対策</b>	
1 火災予防に係る立入検査	(風-2-25)
2 住宅防火対策	(風-2-25)
3 火災予防についての啓発	(風-2-25)
<b>第7節 消防計画</b>	
1 消防体制・施設の強化	(風-2-27)
2 消防職員、団員等の教育訓練	(風-2-27)
3 市町村相互の応援体制	(風-2-27)
4 広域航空消防応援体制	(風-2-28)
5 消防思想の普及	(風-2-28)
6 市町村の消防計画及びその推進	(風-2-28)

## 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

- 1 避難行動要支援者に対する対応 (風-2-30)
- 2 要配慮者全般に対する対応 (風-2-32)
- 3 社会福祉施設等における防災対策 (風-2-33)
- 4 外国人に対する対策 (風-2-33)

## 第9節 情報連絡体制の整備

- 1 県における災害情報通信施設の整備 (風-2-34)
- 2 市町村における災害通信施設の整備 (風-2-37)
- 3 警察における災害通信網の整備 (風-2-37)
- 4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備 (風-2-38)
- 5 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (風-2-38)
- 6 KDDI事業所等における災害通信施設等の整備 (風-2-38)
- 7 ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備 (風-2-38)
- 8 非常通信体制の充実強化 (風-2-38)
- 9 アマチュア無線の活用 (風-2-38)
- 10 その他通信網の整備 (風-2-38)

## 第10節 備蓄・物流計画

- 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (風-2-39)
- 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (風-2-40)
- 3 水防用資機材の整備 (風-2-41)

## 第11節 防災施設の整備

- 1 防災危機管理センターの整備 (風-2-42)
- 2 防災センターの整備 (風-2-42)
- 3 防災研修センターの整備 (風-2-42)
- 4 避難施設の整備 (風-2-42)

## 第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅の抑制 (風-2-45)
- 2 情報連絡体制の整備 (風-2-45)
- 3 帰宅困難者等への情報提供 (風-2-45)
- 4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み (風-2-45)

## 第13節 防災体制の整備

- 1 県の防災体制の整備 (風-2-46)

## 第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、県民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、県民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

### 1 防災教育（全庁、市町村）

県、市町村、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

### 2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

### 3 防災広報の充実（全庁、市町村）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

#### (1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、県民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

##### ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明
- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 避難予定場所と経路等
- (エ) 被災世帯の心得ておくべき事項

#### イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市町村によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

#### ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

#### エ 県地域防災計画の概要

災害対策基本法第40条第4項に基づく「千葉県地域防災計画」の要旨の公表は、千葉県防災会議が千葉県地域防災計画を作成し、または修正した時に、その概要について行う。

### (2) 実施方法

#### ア 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。

#### イ ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

#### ウ 防災行政無線、有線放送の利用

防災行政無線、市町村有線放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

#### エ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、ちば県民だより、電話帳（NTTハローページ）及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。

#### オ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時県民及び市町村職員その他関係者を対象として実施する。

#### カ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。

学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

#### キ 防災センターの活用

センターの展示を利用し、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

#### ク インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

### (3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

## 4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

### (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。

県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

#### 自主防災組織の活動形態

平常時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</li> <li>2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</li> <li>3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</li> <li>4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</li> <li>5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）</li> <li>6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</li> <li>7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</li> </ol>
発災時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など）</li> <li>2 出火防止、初期消火</li> <li>3 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>4 避難（避難誘導、避難所の運営等）</li> <li>5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</li> </ol>

## (2) 事業所防災体制の強化

### ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

高層建築物、雑居ビル、地下街等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

#### イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

#### ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

### 5 防災訓練の充実（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

#### (1) 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し、又は県が近県と連合する等、関係団体が合同して実施するものとする。

##### ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

##### イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

##### ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

#### (2) 消防訓練

市町村は、市町村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

#### (3) 避難等救助訓練

市町村その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

#### (4) 総合防災訓練

県、市町村及び関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

## 第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、県民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

### 1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

#### (1) 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

県下の森林は、一部海岸沿いを除いては、中央部に集中している。

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能をもっている。

このため、森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めることとしている。

また、地下水かん養機能の低下が一因とされる都市型水害予防のため、都市化地域の地下水かん養機能を高める対策を進める。

#### (2) 溪流・山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

本県の治山・砂防事業は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる県南部地区で実施されており、えん堤工、溪流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

#### (3) 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

##### ア 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

##### (ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

##### (イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

##### (ウ) 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

##### イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

##### (ア) 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

(イ) 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

(ア) 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムでの放流などを行ない、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

(イ) 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の阻害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから、控えるといった注意も必要である。

エ 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

(4) 河川改修等の治水事業

千葉県の河川は、県管理の一級河川として根木名川ほか88河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地基盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

ア 河川の整備

時間雨量50mm（おおむね10年に1回の降雨）に対して安全な河川整備を進める。

河川法により、河川管理者は水系ごとに河川整備基本方針を定め、また、計画的に河川の整備を実施すべき区間について河川整備計画を定めることとなっている。

イ 洪水ハザードマップの作成

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として各市町村が作成、公表して地域住民への周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水想定区域図等については河川管理者が市町村に対して情報提供するとともに、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水実績図等の積極的公表に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

なお、洪水浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものであったが、平成27年の水防法の改定により対象降雨が「計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨」へ変更となり、それに伴い想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域へ順次拡充を図るものとする。

また、市町村は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に地下街、大規模工場等、又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定めるものとする。

ウ 雨水排水の流出抑制

県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」を平成15年に策定した。同手引に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

(5) 浸水予想区域の調査及び周知

ア 浸水予想区域の調査

県及び市町村は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 洪水浸水予想区域の調査

県管理の一・二級河川、湖沼等は、下記危険度評定基準により行っている。

評 定 基 準
過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。 なお、降雨の規模は概ね50mm/h程度であるが、今後、想定最大規模降雨に拡充予定である。

(イ) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮、津波に対し、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水による危険区域という面で評価する。

もちろんこの危険は、外的条件との相対的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量200mm若しくは平均満潮面以下の区域として決定し、毎年の水準測量調査結果により見直す。

- a 葛南地区（市川市、船橋市、習志野市の一部、浦安市）
- b 千葉、市原地区（千葉市、市原市の一部）
- c 九十九里地区（一宮町、長生村、白子町、大網白里市、茂原市、睦沢町の一部）

イ 浸水予想区域等の周知

市町村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。

また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水予想区域図等を提供し、支援するものとする。

(6) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等

の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測

ア 利根川（国管理）

利根川は、国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報及び国土交通大臣が行う水防警報の指定河川となっており、関東地方整備局がその基準観測地点に水位計を設置している。本県関係の主なものは、千葉県水防計画本編第3章第3節及び千葉県水防計画資料編第1章第2節を参照のこと。

イ 県管理河川

(ア) 雨量観測所

千葉県水防テレメーター雨量観測所は、県庁局ほか99か所に設置している。  
千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」を参照のこと。

(イ) 水位観測所

千葉県水防テレメーター水位観測所は矢作局ほか108か所に設置している。  
千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」を参照のこと。

(ウ) 気象官署の観測

第3章災害応急対策計画「情報収集・伝達体制」に基づき、気象情報の観測を行う。

<資料編3-3 千葉県水防テレメーター観測所一覧表>

(8) 電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ 防災施設の現況

(ア) 送電設備

高潮対策に準じる。

(イ) 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(ウ) 配電設備

高潮対策に準じる。

(エ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。

(9) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施

する。

#### ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

<資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>

<資料編8-4 県管理河川等重要水防区域一覧表>

<資料編8-12 国有林内事業計画>

<資料編8-13 溪流又は山林等の砂防に関する事業計画表>

<資料編8-14 河川改修に関する治水事業計画表>

<資料編8-15 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表>

## 2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

### （1）海岸高潮対策

本県海岸総延長約534kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

### （2）地盤沈下対策

本県の地盤沈下は、産業の発展や人口の増加とともに昭和30年頃から発生している。その後、昭和40年代中頃には、年間20cmを超える沈下が千葉市、市川市、船橋市及び浦安市にみられたが、地下水及び天然ガスかん水の汲上げ規制を行った結果、昭和48年以降は沈静化の傾向にある。

地盤沈下が生じると、回復はほとんど不可能であり、地盤沈下により低くなった地域においては、高潮対策並びに洪水対策及び常時排水不良対策のため、海岸高潮対策事業や地盤沈下対策事業により排水機場を設置している。

### （3）海岸侵食対策

国土交通省、農林水産省の侵食対策事業は、<資料編8-18 侵食対策事業関係表>のとおりである。

### （4）避難港

ア 県内漁港のうち、避難港（第4種漁港）は乙浜漁港、片貝漁港である。

イ 県内港湾において、名洗港、興津港は避難港の指定を受けている。

### （5）干拓堤防等の改修事業

長浦海岸のうち、国営干拓建設事業で実施した干拓堤防は次のとおりであり、県は、国から施設の管理委託を受け維持管理を行っている。

なお、印旛沼については、昭和37年度から独立行政法人水資源機構により総合開発が実施され、干拓堤防38,978mが施行された。

(T. P : 東京湾平均海面)

地区名	堤防延長	堤防高	堤防構造
長浦干拓第3工区	2,593 m	T. P +4.5 m	コンクリート被覆式
〃 第4工区	3,532 m	T. P +4.5 m	〃

### （6）保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事）

森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事）を実施する。

なお、実施にあたっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を

造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

(7) 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次表のとおりである。

ア 海岸保全区域 (平成25年3月31日現在)

区 域	延 長 (m)
保 全 区 域 指 定 済 延 長	303,784
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	182,326
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	75,742
〃 農村振興局所管	13,048
〃 水産庁所管	32,668

イ 海岸保全区域の指定を要する区域 (平成25年3月31日現在)

区 域	延 長 (m)
保 全 区 域 要 指 定 延 長	6,091
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	0
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	1,325
〃 農村振興局所管	0
〃 水産庁所管	4,766

ウ 高潮等により被害をうける危険のある区域

水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管海岸、港湾局 (国土交通省) 所管海岸及び農林水産省所管海岸の危険区域は<資料編8-5 海岸法 海岸保全区域一覧表>のとおりである。

(8) 電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標 (A. P : 荒川工事基準面)

- (ア) 火力発電設備 A. P + 4.0m (参考、護岸の高さA. P + 4.0m)
- (イ) 送電設備 A. P + 4.7m
- (ウ) 変電設備 A. P + 4.7m
- (エ) 配電設備 A. P + 4.0m

イ 防災施設の現況

- (ア) 火力発電設備
  - 護岸の築造
  - a 千葉火力発電所 A. P + 5.0m (護岸)
  - b 五井火力発電所 A. P + 5.5m (護岸)
  - c 姉崎火力発電所 (a) A. P + 5.5m (護岸) (b) A. P + 4.5m (護岸)
  - d 袖ヶ浦火力発電所 A. P + 5.0m (護岸)
  - e 袖ヶ浦火力発電所隣接地区 (a) A. P + 3.6m (護岸) (b) A. P + 4.6m (護岸)
  - f 富津火力発電所 A. P + 4.3m (護岸)

- (イ) 送電設備
  - 最高潮位A. P + 5.0mを目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

- (ウ) 配電設備
  - A. P + 4.0m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

## ウ 防災事業計画

### (ア) 火力発電設備

新設火力発電所については、基準高潮位に対し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設火力発電所については、本館への海水侵入を防止することを第一の目的とし、特に必要のある発電所については、防潮堤の築造も考慮する。

### (イ) 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

### (ウ) 変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむをえない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。あわせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

### (エ) 配電設備

A. P + 4. 0 m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

### (オ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

## (9) 通信設備高潮災害予防対策

水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

<資料編 3-4 海象観測所一覧表>

<資料編 8-5 海岸法 海岸保全区域一覧表>

<資料編 8-12 国有林内事業計画>

<資料編 8-16 高潮対策事業表>

<資料編 8-17 地盤沈下対策事業関係表>

<資料編 8-18 侵食対策事業関係表>

<資料編 8-19 海岸防災林造成事業計画>

## (10) 高潮浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。

市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。

## 第3節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)、 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(以下「急傾斜地法」という。)、 「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

### 1 土砂災害防止法に基づく対策の推進(県土整備部、市町村)

土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続きを推進する。

#### (1) 土砂災害危険箇所公表

県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

また、土砂災害危険箇所を県のホームページで公表するとともにインターネットに不慣れた高齢者等にも周知するため、土砂災害危険箇所マップを作成し、市町村を通じて公民館等の公共施設に配布する。

#### (2) 基礎調査の推進

県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

さらに、土砂災害防止法第4条第2項の規定により、その結果を公表する。

#### (3) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

##### ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

##### イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

#### (4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 市町村は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 住宅宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、その斡旋に努める。

(5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。

緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部、県土整備部、警察本部）

(1) 土砂災害に関する情報の収集

県及び市町村は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

市町村は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて市町村に対し、必要な支援を行なうものとする。

ア 市町村は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 市町村は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等を発令する。

特に避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市町村は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの市域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

オ 市町村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のため

のリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

カ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

### (3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

## 3 防災知識の普及啓発（防災危機管理部、県土整備部）

(1) 県及び市町村は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、住民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する。

(2) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定箇所を公表する。

また、市町村は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

## 4 県土保全事業の推進（商工労働部・農林水産部・県土整備部）

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生メカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

### (1) 急傾斜地崩壊対策

本県の急傾斜地崩壊危険箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。

#### ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、市町村と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は〈資料編8-7 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表〉のとおりであるが、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

#### 〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

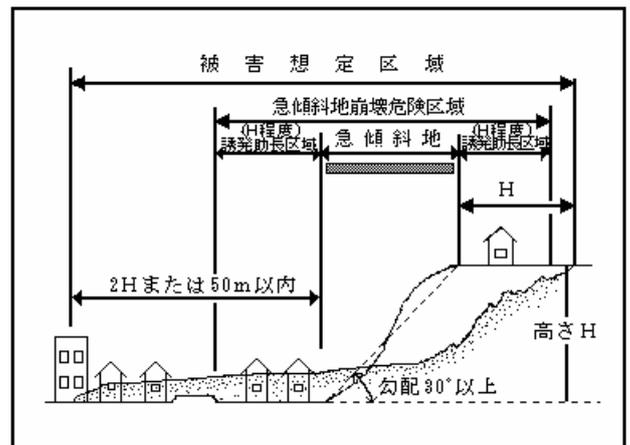
次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

#### イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。



現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

#### ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めている。

#### エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

### (2) 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

これらの渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。

### (3) 地すべり対策

本県の地すべり防止区域は、房総半島南部の嶺岡山系を中心とした東南東から西北西の方向に走る著しい破碎帯に沿ってみられる。この区域を農林水産部耕地課（農林水産省所管）、農林水産部森林課（林野庁所管）、県土整備部河川整備課及び河川環境課（国土交通省所管）の四課で分担して調査・計画を行っている。

#### ア 地すべり防止区域の指定

県は、市町村と協議のうえ地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。

現在、防止区域に指定されている区域は<資料編8-6 地すべり防止区域等>表2~4のとおりであり、指定を要する危険箇所は表5~6のとおりであるが、今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。

#### イ 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為の制限を行う。

#### ウ 防止工事の実施

県は、地すべり区域の指定を受けたときは、関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

### (4) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県においては、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

### (5) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを公表していく。

#### ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

#### イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

#### (6) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

#### (7) ため池等防災事業

老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

### 5 孤立集落対策（農林水産部・県土整備部）

県は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援する。

<資料編8-6 地すべり防止区域等>

<資料編8-7 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>

<資料編8-8 土砂災害警戒区域指定地一覧表>

<資料編8-9 土石流危険溪流一覧表>

<資料編8-10 山地災害危険地区市町村一覧表>

<資料編8-11 宅地造成等規制区域一覧表>

<資料編8-13 溪流又は山地等の砂防に関する事業計画表>

<資料編8-15 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表>

<資料編8-20 地すべり防止事業等の概要>

<資料編8-21 ため池等防災事業>

## 第4節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部）

県及び市町村は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、県民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

#### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くとして予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

#### (2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

- ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し
  - (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
  - (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
  - (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
  - (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す
- イ 発生時に屋内にいる場合
  - (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
  - (イ) 雨戸・シャッターを閉める
  - (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
  - (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る
- ウ 発生時に屋外にいる場合
  - (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
  - (イ) 橋や陸橋の下に行かない
  - (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
  - (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

## 2 農作物等の風害防止対策（農林水産部）

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

### (1) 風害の恒久的対策

#### ア 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

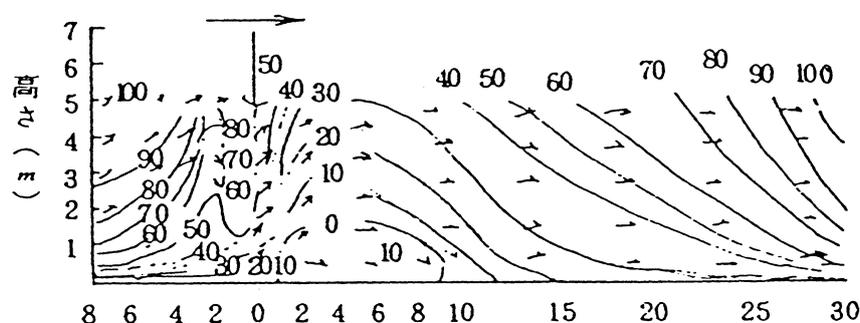
防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

#### イ 防風垣の設置

(ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。



垣高倍数

防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）

#### ウ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナン等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

### 3 電力施設風害防止対策

#### (1) 強風対策

##### ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとしている。

##### イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

##### (ア) 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速40m/S（地上15m）を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

##### (イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/Sの風圧に耐え得るものになっている。

##### (ウ) 配電設備

電柱および電線の強度は、風速40m/Sの風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

##### (エ) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

#### ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

#### (2) 塩害対策

##### ア 災害予防計画目標

本県は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

##### イ 防災設備の現況

##### (ア) 送電設備

がいし増結または耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期している。

##### (イ) 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期または臨時に測定監視を実施している。

##### (ウ) 配電設備

送電設備に準じる。

#### ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するよう努める。

#### 4 通信施設風害防止対策

##### (1) 強風対策

###### ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

###### イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

###### ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

##### (2) 塩害対策

###### 空中線

本県は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

## 第5節 雪害予防対策

本県は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

### 1 道路雪害防止対策（県土整備部）

#### （1）事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

#### （2）除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

##### ア 除雪作業

土木事務所等の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、隣接する土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

##### イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

##### ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

### 2 農作物等の雪害防止対策（農林水産部）

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

#### （1）野菜について

##### ア 事前対策

（ア）ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

（イ）ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

##### イ 事後対策

（ア）降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

- (イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。
- (2) 果樹について
- ア 事前対策
- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)
- また「寒冷紗<sup>かんれいしや</sup>」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。
- また、幼木の被覆は1樹1束とする。
- イ 事後対策
- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。
- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。
- (3) 花きについて
- ア 事前対策
- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。
- (エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。
- イ 事後対策
- (ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。
- 融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- (イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、併せて湿害から守る。

### 3 電力施設雪害防止対策

#### (1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

#### (2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

### 4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

## 第6節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

### 1 火災予防に係る立入検査（防災危機管理部）

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、各市町村消防機関が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市町村火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

### 2 住宅防火対策（防災危機管理部）

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

### 3 火災予防についての啓発（防災危機管理部）

火災予防運動

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため県内各地で次のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を県民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、署及び分団等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施
- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察

(4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

## 第7節 消 防 計 画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

### 1 消防体制・施設の強化（防災危機管理部・市町村）

#### （1）常備消防の強化

市町村は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、県は、大規模災害の発生に対処するために市町村が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

#### （2）消防団の充実・強化

市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

県は、市町村と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。

### 2 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

なお、市原市に新たに整備する消防学校については、訓練機能を大幅に強化し、あらゆる災害に対応できる高い能力を持った消防職・団員の育成を目指すものとする。

#### （1）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

#### （2）県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

##### ア 消防職員

（ア）初任教育

（イ）専科教育

（ウ）幹部教育

（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習）

##### イ 消防団員

（ア）基礎教育（新任科）

（イ）専科教育（警防科）

（ウ）幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

（エ）特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

##### ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

##### エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

### 3 市町村相互の応援体制（防災危機管理部）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市町村においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援

が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

併せて、県内の消防力の向上及び市町村間の相互応援能力の向上のため、千葉県消防広域相互応援協定に基づく災害対応に際し出動する消防車両等の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

#### 4 広域航空消防応援体制（防災危機管理部）

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

#### 5 消防思想の普及（防災危機管理部）

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 県消防大会及び県操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する
- (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

（公財）千葉県消防協会

（一社）千葉県危険物安全協会連合会

千葉県少年婦人防火委員会

（一社）千葉県消防設備協会

また、その他火災予防については、同章前節「火災予防対策」による。

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

#### 6 市町村の消防計画及びその推進（防災危機管理部、市町村）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化  
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
  - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
    - (ア) 密集地域の計画
    - (イ) 重要文化財の計画
    - (ウ) バラック建物等の地域の計画
    - (エ) 重要建物、施設の計画
    - (オ) 高層建物の計画
    - (カ) 地下構造物及び施設の計画
    - (キ) その他
  - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
  - ウ 港湾等沿岸地域の計画
  - エ 急傾斜地域の計画
  - オ その他

- (8) 異常時の消防計画
  - ア 強風時の計画
  - イ 乾燥時の計画
  - ウ 飛火警戒の計画
  - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
  - ア 林野火災の計画
  - イ 車両火災の計画
  - ウ 船舶火災の計画
  - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
  - ア 機械器具操法訓練
  - イ 機関運用及び放水演習
  - ウ 自動車操縦訓練
  - エ 非常招集訓練
  - オ 飛火警戒訓練
  - カ 通信連絡訓練
  - キ 破壊消防訓練
  - ク 林野火災防ぎょ訓練
  - ケ 車両火災防ぎょ訓練
  - コ 船舶火災防ぎょ訓練
  - サ 航空機火災防ぎょ訓練
  - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
  - ス 災害応急対策訓練
  - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
  - ア 防火思想普及計画
  - イ 予防査察計画
    - <資料編 1-13 千葉県広域消防相互応援協定書>
    - <資料編 1-13 千葉県消防広域応援基本計画>
    - <資料編 1-13 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画>

## 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、県及び市町村等は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

### 1 避難行動要支援者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。

#### (1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。

その上で、市町村地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成等

##### ア 要配慮者の把握

市町村は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

(ア) 市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(エ) 県は、市町村から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市町村への情報提供に努める。

##### イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### (ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

a 市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

- ① 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

(エ) 市町村における情報の適正管理

市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

オ 市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に

応じて記載するものとする。

県は、市町村における個別計画等の策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

## 2 要配慮者全般に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

### （1）支援体制の整備

県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

### （2）避難指示（緊急）等の情報伝達

市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

### （3）防災設備等の整備

県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきり高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

### （4）避難施設等の整備及び周知

市町村は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

### （5）防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市町村は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設等に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

### （6）在宅避難者等への支援

県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

### （7）広域避難者への対応

県及び市町村は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

### 3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁、市町村）

県及び市町村は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

#### (1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

#### (2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市町村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

#### (3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

### 4 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部、市町村）

#### (1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

#### (2) 外国人に対する対応

県は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

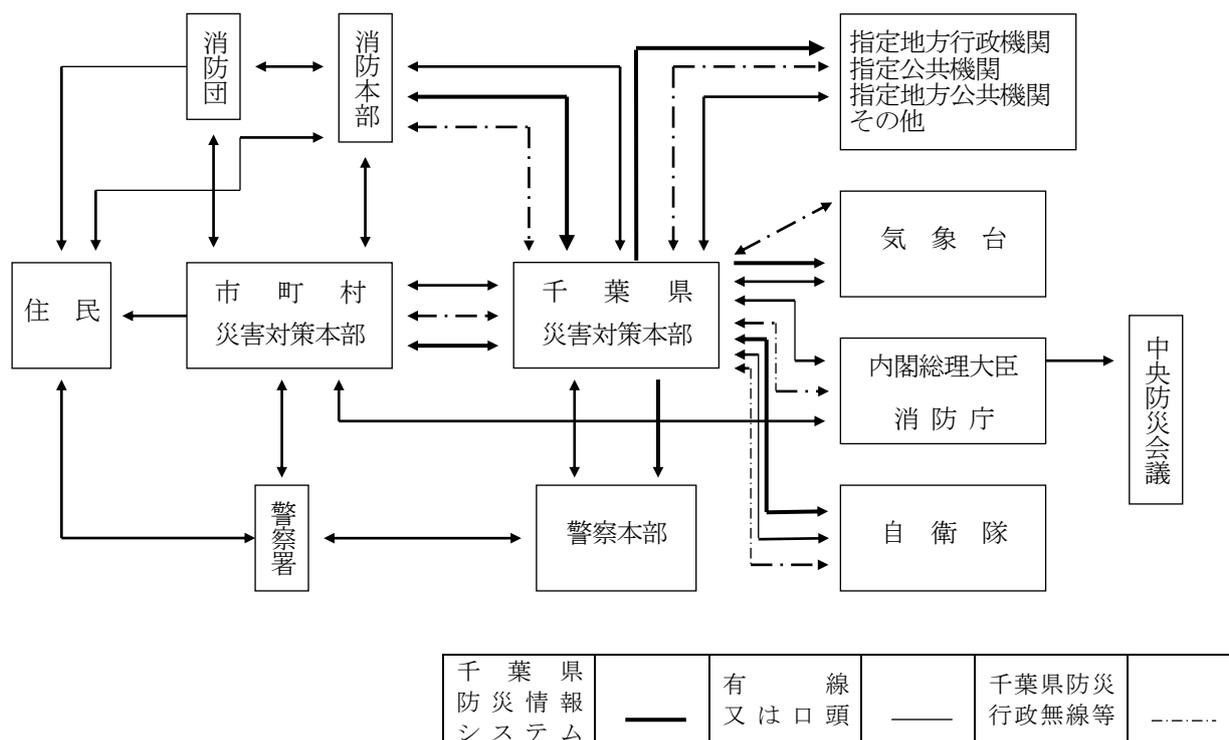
## 第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

### 通信連絡系統



### 1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）

#### (1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

#### ア 整備概要

##### (ア) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関255機関に無線設備を設置している。

##### (イ) 通信回線

##### a 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

##### b 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

##### c 移動系通信回線

県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(ウ) 通信機能の概要

a 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

b 一斉通報機能

一斉受令端末が設置されている機関には、県庁からファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

c 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a 回線帯域制御機能

発生時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

b 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

c 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

d 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、浸水被害発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。

e 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

f 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び県西部防災センターに配備している。

g その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

h 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(オ) 運用体制

a 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

b 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

(カ) 機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。  
なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

＜資料編 3-5 千葉県防災行政無線通信施設＞

(2) 国が整備する通信設備

ア 気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

イ 県は、国の関係機関との連絡のため、国が整備する下記の通信設備も利用する。

(ア) 災害対策基本法、消防組織法及び水防法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁及び国土交通省との間における情報受伝達に必要な通信を確保するために整備された、国土交通省都道府県間水防連絡用多重無線電話（国土交通省）及び消防防災無線（総務省消防庁）。

(イ) 内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間における情報伝達に必要な通信を確保するために整備された、中央防災無線網（緊急連絡用回線）。

(3) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(4) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

ア 防災情報システムの概要

防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係 130 機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

＜資料編 3-14 千葉県防災情報システム端末装置設置機関＞

イ 防災情報システムの機能概要

(ア) 被害情報処理機能（防災情報システム）

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

(イ) 実況監視処理機能

気象 A S P サービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。

(ウ) 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

(エ) 物資管理情報システム

県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需物資等の備蓄物資情報を管理する。

(オ) 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

(カ) 県民への情報発信機能

防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を発信する。

また、希望者あてに「ちば防災メール」を配信し、防災に関する各種情報を発信する。

(キ) 報道機関への緊急情報発信機能

各防災機関が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート」を通じて各報道機関へ発信する。

ウ 防災情報システムの改良

県は、これまでの防災情報システムの運用実績、東日本大震災における災害対策本部の活動を通じて得られた教訓、県民の要望及び情報通信関係技術の開発動向を見据え、システムの全面改修に向けた検討を行う。

また、全面改修までの間は、現行のシステムについて機能の充実を目指し、可能な範囲での改良を継続的に実施していく。

<資料編3-13 千葉県防災情報システム構成概念図>

(5) 情報基盤の整備・充実

県は、災害時の応急対策における情報伝達手段を確保するため、職員全員に業務用として配付しているパソコン及び全庁情報ネットワーク等、情報基盤の整備・充実を図る。

2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）

市町村は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市町村防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意するものとする。

また、市町村は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。

(1) 市町村防災行政無線等の整備状況

(平成28年3月31日現在)

種別	区分	整備済	未整備	整備率(%)
	防災行政無線	同報系	54	0
移動系		45	9	83.3

(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備状況（平成28年3月1日現在）

種別	区分	整備済	未整備	整備率(%)
全国瞬時警報システム		54	0	100

備考：市町村防災行政無線との接続は県内全市町村で実施している。

3 警察における災害通信網の整備（警察本部）

(1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

<資料編3-7 警察通信施設>

#### 4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

#### 5 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

#### 6 KDDI事業所等における災害通信施設等の整備

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

#### 7 ソフトバンク(株)の災害通信施設等の整備

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

#### 8 非常通信体制の充実強化（防災危機管理部、市町村）

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

#### 9 アマチュア無線の活用（防災危機管部）

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。

<資料編1-13 アマチュア無線による災害時応援協定書>

#### 10 その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部、市町村）

CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実を努める。

## 第10節 備蓄・物流計画

県及び市町村は、県民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、県民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

### 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）

平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

#### (1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

#### (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

#### (3) 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせる上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。

イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内13か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努め

るものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

(4) 帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市町村は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平時から体制を整備するものとする。

ア 県における物流体制

大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時における応援受入計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

イ 市町村における物流体制

市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備するものとする。

また、市町村は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）

(1) 災害用医薬品等の備蓄

災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（平成29年1月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
3セット	習志野及び松戸の各健康福祉センター（保健所）
2セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）
1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

1セット：500人分（県全体数量：22セット・11,000人分）

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター（保健所）等に整備しているところである。

(平成29年1月1日現在)

整備状況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匠健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液

<資料編4-3 医薬品等>

### 3 水防用資機材の整備（県土整備部）

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

#### (1) 水防用資機材

水防管理団体は、おおむね担当堤防延長2kmについて1箇所の割合で、水防倉庫（木造33.3平方メートル程度）、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

(参考) 指定水防管理団体整備基準

品名	数量	品名	数量
土のう	3,000 俵	のこぎり	4 丁
なわ	550 kg	かま	10 丁
シート	100 枚	おの	5 丁
杉丸太 末口 3寸2.5間	10 本	ベンチ	3 丁
"        2.0間	30 本	鉄線 (#8)	100 kg
"        1.0間	200 本	" (#10)	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛矢	10 丁		

#### (2) 水防施設等

県（現地指導班）及び水防倉庫の数は次のとおり

ア 県倉庫 3 1 か所（各土木事務所、その他）

イ 水防管理団体水防倉庫 1 2 2 棟

## 第11節 防災施設の整備

災害から県民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災センターや避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

### 1 防災危機管理センターの整備（防災危機管理部）

県は、災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、独自の自家発電設備を備えた防災危機管理センターを整備し、平成25年4月に運用を開始した。

### 2 防災センターの整備（防災危機管理部）

県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、西部防災センターの整備を図った。

なお、西部防災センターの概要は次のとおりである。

名 称	西部防災センター
所 在 地	松戸市松戸558-3
敷 地 面 積	10,000㎡
開 館 年 度	平成10年度
延 床 面 積 等	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 3,189㎡
展 示 施 設 等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、ダイヤルQ&A、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等
備 蓄 倉 庫	260㎡

### 3 防災研修センターの整備（防災危機管理部）

県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に併設して整備する。

### 4 避難施設の整備（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、県及び市町村は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

#### (1) 指定緊急避難場所の指定

##### ア 指定緊急避難場所の指定

市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災

害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

指定緊急避難場所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

#### イ 指定緊急避難場所の周知

県及び市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

#### ウ 誘導標識の設置

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

### (2) 指定避難所の指定等

#### ア 指定避難所の指定

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市町村は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

＜資料編5-7 各市町村における避難場所・施設の指定状況＞

指定避難所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

#### イ 指定避難所の整備等

避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- (ウ) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (エ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (オ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (カ) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
- (キ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(ク) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

(ケ) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(3) 避難路の整備

市町村は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(4) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

## 第12節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

### 1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が Continuing している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

### 2 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が Continuing している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

### 3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市町村は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

### 4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めるとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

## 第13節 防災体制の整備

県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

### 1 県の防災体制の整備（全庁）

#### （1）災害対策本部の活動体制の整備

県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

#### （2）被災地における活動体制の整備

県は、被災による市町村機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地域振興事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。

#### （3）応援受入計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点あらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時における応援受入計画」を策定した。

県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。

#### （4）ヘリコプター利用の事前協議

県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

#### （5）都道府県をまたがる広域応援体制の整備

県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、九都県市首脳会議と関西広域連合との協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。

#### （6）広域避難者の受入体制の整備

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。